

身体的拘束等の廃止・防止への対応

(全サービス共通)

令和7年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

目次

1. 身体的拘束等とは
2. なぜ身体的拘束等をしてはいけないのか
3. 運営基準の定め
4. 例外的に認められる場合
5. 減算

1. 身体的拘束等とは

- 「本人の行動の自由を制限すること」
- 利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、原則禁止。
- 適正な手続きを経ていない身体的拘束は、高齢者虐待に該当する。

転落防止のために…

ベッド柵で四方を囲う。
ベッドに四肢や体幹を縛り付ける。

一人歩き防止のために…

車いす・椅子に四肢・体幹を縛り付ける。
Y字拘束帯・腰ベルトで車いすに固定する。
自分で開けることができない部屋に閉じ込める。

点滴等の抜去防止のために…

四肢を動かさないよう固定する。
ミトンをかぶせて物を掴めないようにする。

利用者の行動を制限する行為
全般を指している

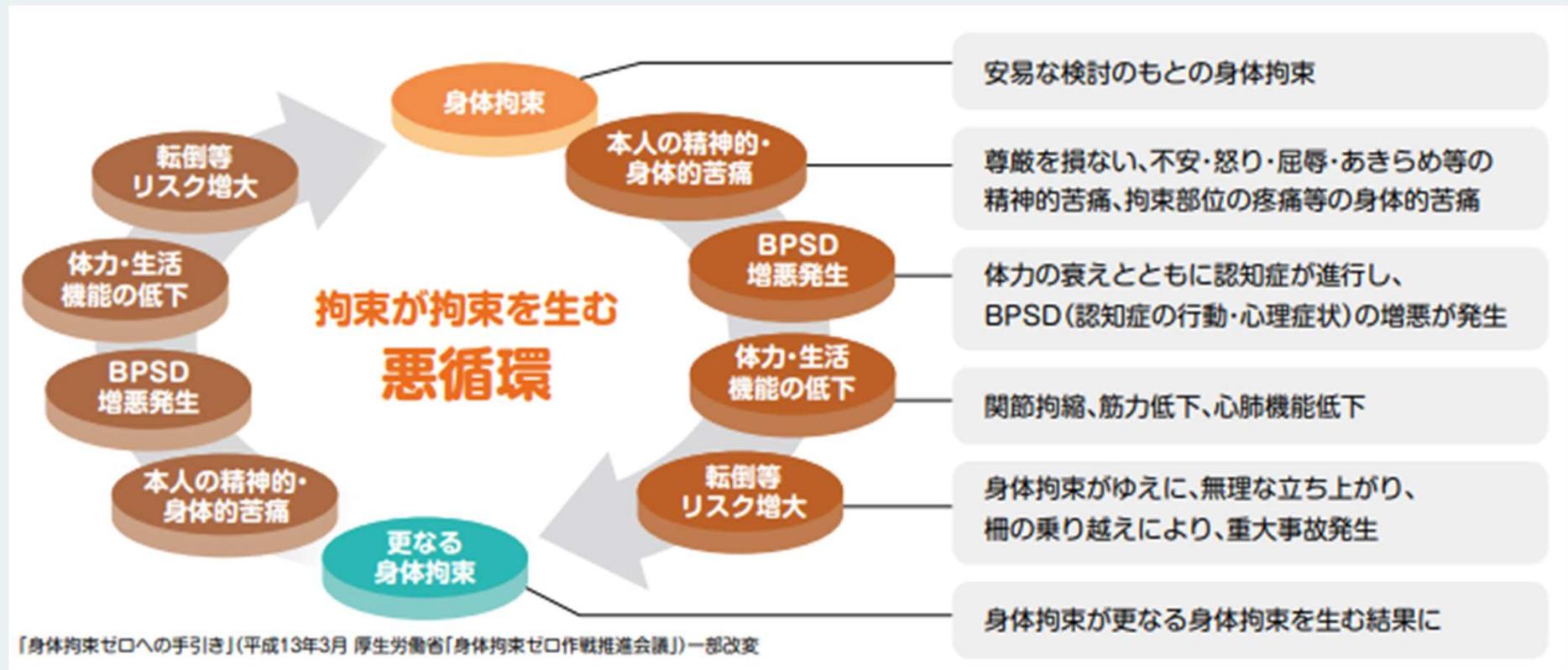
2.なぜ身体的拘束等を行ってはいけないのか

身体的障害	<p>身体拘束は、まず次のような身体的弊害をもたらす。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 関節拘縮、筋力低下、四肢の廃用症候群といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生等の外的弊害(2) 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下等の内的弊害(3) 拘束から逃れるために転倒や転落事故、窒息等の大事故を発生させる危険性
精神的弊害	<p>身体拘束は精神的にも大きな弊害をもたらす。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 本人は縛られる理由も分からず、人間としての尊厳を侵害(2) 不安、怒り、屈辱、あきらめ等の精神的苦痛、認知症の進行やせん妄の頻発(3) 拘束されている本人の姿を見た家族に与える精神的苦痛、混乱、罪悪感や後悔
社会的障害	<p>こうした身体拘束の弊害は、社会的にも大きな問題を含んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 看護・介護職員自身の士気の低下(2) 施設・事業所に対する社会的な不信、偏見を引き起こす(3) 身体拘束による本人の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、更なる医療的処置を生じさせ、経済的にも影響を及ぼす

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」から抜粋

令和7年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

2.なぜ身体的拘束等を行ってはいけないのか(続き)



「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」から抜粋

令和7年度尾三地区介護保険指定事業者合同講習会

3. 運営基準の定め

全サービス共通

- サービスの提供に当たっては、**当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き**、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

一部サービスのみ

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

- 事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を**3月に1回以上**開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

3. 運営基準の定め（続き）

解釈通知の記載

- 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。
- また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

「身体的拘束等」は原則禁止であるが、
「緊急やむを得ない場合」には例外的に認められる。
しかしその場合は、組織で検討し、記録に残すことが必要

4. 例外的に認められる場合

- 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合とは、適正な手続きにより「切迫性」「非代替性」「一時性」(3要件)を満たすと判断された場合である。組織的に判断し、しっかりと記録に残すことが重要である。



適正な手続きとは…

- 3要件に該当することが組織的に判断されていること。
- 本人または家族に事前に説明を行い、理解を得ること。
- 検討の経緯や結果を記録に残すこと。

「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」から抜粋

4 .例外的に認められる場合（続き）

切迫性

本人またはほかの利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

- ・身体拘束をしないと、どのような危険が想定されるか。
- ・家族・かかりつけ医・サービス担当者らはどのように考えているか。

非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

- ・その行動の原因を正しく分析し、原因を除去することで防ぐことができないか。
- ・代替となるケアがないか洗い出し、多職種で検討しているか。
- ・代替となるケアは、実際に行う者も実施可能な方法であるか。

一時性

身体拘束その他行動制限が一時的なものであること

- ・常時使用とせず、本当に必要とされる時間に絞られているか。
- ・期間についても必要とされる最短期間とされているか。

誰か一人ではなく、関係者
全員が必要性に納得できる
までしっかりと検討を！

4 .例外的に認められる場合（続き）

- 3要件を満たし、身体的拘束を行う必要があると判断された経緯や結果の記録を行うこと。

【記録の内容】

- その様態・時間
- 利用者の心身の状況
- 緊急やむを得ない理由（切迫性・非代替性・一時性について具体的に）

記録する際のポイント

「3要件に該当すると認められる」といった表現で簡潔にまとめるのではなく、「具体的に」記載すること。



- 身体的拘束等を開始した後は、関係者が継続的に様子を観察し、要件を満たさなくなった場合には直ちに解除すること。
- 解除の判断をする前に、一時的な解除で様子を見ることも有効
- 解除する場合も、関係者と検討し組織的に判断しましょう。

解除や再検討の基準をあらかじめ決めておくと良い。
期間ではなく、状態で判断するとなお良い。

【参考】記録の方法、内容について

- 記録をする媒体に定めはない。
- 支援経過記録
- 身体拘束委員会の会議録
- サービス担当者会議の要点 など

記録の保管について

専用の様式を準備する必要はないが、現在身体的拘束等を行っている人の情報を一元管理できるよう、一つのファイルにまとめておくと良い。（転記やコピーでも良い）

【記録の例】

・身体的拘束等の内容

ベッド柵を4点使用しベッドからの転落を防止する。また、ベッド柵の隙間にはクッションを配置し、ベッド柵に挟まる等の事故防止対策を行う。

・緊急やむを得ない理由について

切迫性：疾患に起因する不随意運動によりベッドから転落、骨折等重大なけがをする危険性がある。

非代替性：ベッドを一番低い状態にする、配偶者が定期的に観察し体位を整える介助を行うなどの対策は行っているが、介助者の就寝中などは転落を防止する手立てがない。

一時性：23時から6時までの配偶者の就寝中及び介助者の外出中のみ拘束を行う。今後は医師と薬の調整を行い、不随意運動の症状が落ち着くまでの対策とする。

・解除に向けた検討について

薬を変更後、日中の症状の改善状況をよく観察する。日中の体位変換介助の回数が減少した時点で解除の時期についてサービス担当者を交え検討する。

5. 身体拘束未実施減算

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 のみ

厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合、100分の1に相当する単位数を減算する。

厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合

- 身体的拘束を行った場合の記録を行っていない。
- 身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていない
 - 1 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催（3月に1回以上）
 - 2 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
 - 3 従業者に対する、身体的拘束等の適正化のための研修の実施（年2回以上）

身体的拘束等を行った場合ではないことに注意

最後に

- 運営基準の遵守はもとより、高齢者の尊厳を守り、適切なケアを提供することが最も重要です。
- 日々のケアを振り返り、身体的拘束等に頼らない支援をチームで考え、実践してください。
- 利用者様が安心して暮らせる環境をともに作っていきましょう。

参考資料・出典

- 介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き（令和7年3月）
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12304250/001484658.pdf>)
- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準
- 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
- 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

ありがとうございました